ソマリアにおける深刻な人道情勢及びそれがソマリア国民、特に女性及び児童に対してもたらす影響に重大な懸念を表明し、全ての当事者に対し、人道法、人権法及び難民法に従って、ソマリア全土において、支援を必要とする人々に対し時宜を得て人道的支援を届けるために完全かつ妨害のないアクセスを確保するよう要請し、

武装した反対集団及び外国人武装者、特にアル・シャバーブによるソマリア暫定連邦政府、アフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）、国際連合要員及び施設並びに文民たる住民に対する全ての攻撃に対して、理事会の非難を改めて表明し、ソマリアの武装した反対集団と外国人武装者、特にアル・シャバーブは、ソマリアと国際社会に対するテロの脅威を構成していることを強調し、

アル・シャバーブがアル・カーイダに合流したとの発表に留意し、ソマリアにおいてはテロリズム又は暴力的な過激主義が存在する余地はないことを強調し、全ての反対集団に武器の放棄を求める理事会の要請を改めて強調し、

ソマリアにおける永続的平和及び安定に対するＡＭＩＳＯＭの貢献並びにモガディシュに安定及び安全をもたらす取組を称賛し、ブルンジ及びウガンダ各政府がＡＭＩＳＯＭに部隊及び装備の供与を継続的に約束していること並びにジブチ政府が新たに部隊を派遣することに対して評価を表明し、ＡＭＩＳＯＭ部隊が払った重大な犠牲を認識し、

ケニア軍部隊をＡＭＩＳＯＭに編入しそれにより決議第千七百七十二号（二千七年）９の規定及びこの決議に定めるＡＭＩＳＯＭの任務の遂行に貢献するとのケニア政府の意思を歓迎し、ＡＭＩＳＯＭが指定された部隊規模に達するために新たな部隊を迅速に派遣する重要性を強調し、アフリカ連合の他の構成国に対し、ＡＭＩＳＯＭに対して部隊の派遣を検討し支援を提供するよう要請し、

ＡＭＩＳＯＭに関するアフリカ連合・国際連合共同技術評価ミッションの作業を歓迎し、アフリカ連合平和・安全保障理事会が二千十二年一月五日のＡＭＩＳＯＭ戦略コンセプトに合意したことを留意し、事務総長のソマリアに関する特別報告書（Ｓ／二〇一二／七四）を歓迎し、

アフリカ連合構成国がＡＭＩＳＯＭの展開を二千十二年十月三十一日まで継続することを決議第二千十号（二千十一年）１の規定で理事会が承認したこと、及び決議第千七百七十二号（二千七年）９の規定に定める通り、ＡＭＩＳＯＭはその既存の任務を遂行するために必要な全ての措置をとることが認められていることを想起し、

決議第二千十号（二千十一年）５の規定を想起し、ＡＭＩＳＯＭが指定された部隊規模である一万二千人に達した時にその部隊規模を再検討するとの理事会の意図に留意し、

ソマリアからの木炭輸出がアル・シャバーブの大きな収入源でありまた人道危機を悪化させていることに懸念を表明し、

決議第千九百五十号（二千十年）、第千九百七十六号（二千十一年）及び第二千二十号（二千十一年）を想起し、ソマリア沖における海賊及び武装強盗行為がもたらす脅威に対する深刻な懸念を表明し、ソマリアにおいて不安定が継続していることにより、ソマリア沖における海賊及び海上武装強盗行為の問題が助長されていることを認識し、国際社会及び暫定連邦機構が、海賊、人質をとる行為及びその根底の問題に対処するために包括的に対応する必要性を強調し、ソマリア沖海賊コンタクト・グループ、各国、国際機関及び地域機関の取組を歓迎し、

海賊及び海賊攻撃を不正に資金支援、計画、組織し又はそこから不法に収益を得る者を捜査及び訴追し、適正に有罪判決を受けた場合には、収監する必要性を強調し、

ソマリア担当事務総長特別代表及びＵＮＰＯＳ事務所のモガディシュへの移転を歓迎し、事務総長の報告書（Ｓ／二〇一〇／四四七及びＳ／二〇〇九／二一〇）に概要が示されているとおり、治安条件に合致して、国際連合に対し、ソマリア、特にモガディシュにおいて、より常設的かつ完全な移転を達成するために更なる措置をとるよう奨励し、

ソマリアにおける事態が、地域において国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

１　決議第千七百七十二号（二千七年）９の規定に定める任務に加え、ＡＭＩＳＯＭは、一月五日のＡＭＩＳＯＭ戦略コンセプトに定める四地区に部隊を展開することとし、ソマリア全土において実効的かつ正統な統治を行うための条件を確立するために、これらの地区において、ソマリア治安部隊と調整し、アル・シャバーブ及び他の武装した反対集団がもたらす脅威を軽減するために必要に応じ全ての必要な措置をとることが認められることを決定し、さらに、ＡＭＩＳＯＭはこの任務の遂行にあたって適用可能な国際人道法及び人権法に従い、かつ、ソマリアの主権、領土保全、政治的独立及び統一を完全に尊重して行動すべきことを決定する。

２　アフリカ連合に対し、ＡＭＩＳＯＭの部隊規模を、一万二千人から、部隊及び武装警察隊の要員から成る最大一万七千七百三十一人の制服要員へ増員するよう要請する。

３　地域機関は、その構成国からの拠出及びパートナーからの支援を通じたものも含め、自らの活動のための人的、資金的、兵站的及び他の資源を確保する責任があることを改めて表明し、二国間支援計画や欧州連合によるアフリカ平和ファシリティーを通じたものも含め、アフリカ連合のパートナーによるＡＭＩＳＯＭに対する貴重な資金援助を歓迎し、全てのパートナー、特に新たな支援国に対し、装備品、技術的支援及び部隊俸給のための資金の提供並びに国連ＡＭＩＳＯＭ信託基金を通じたＡＭＩＳＯＭへの無条件の資金の提供を通じて、ＡＭＩＳＯＭを支援するよう要請する。

４　決議第二千十号（二千十一年）10及び11の規定で言及され、事務総長の安全保障理事会議長宛の書簡（Ｓ／二〇〇九／六〇及びＳ／二〇一一／五九一）に記述されたＡＭＩＳＯＭに対する兵站支援パッケージを、二千十二年十月三十一日まで、最大一万二千人の制服要員分から、最大一万七千七百三十一人の制服要員分に拡大することを決定する。これにあたっては、決議第千九百十号（二千十年）４の規定に定めるとおり、国際連合資金の支出に関する説明責任及び透明性を確保する。

５　決議第千八百六十三号（二千九年）10及び12の規定におけるＡＭＩＳＯＭに提供される資源に関する透明性及び適切な説明責任に関係する事務総長に対する要請を想起し、この決議及びその附属書において認められた、ＡＭＩＳＯＭ及びその要員提供国に対する国連の追加的な支援措置に対しても、資源の透明性、説明責任及び内部管理について同等の注意が払われることを要請する。

６　例外的措置として、かつＡＭＩＳＯＭの独特な性格に鑑み、ソマリアに関する事務総長の特別報告書（Ｓ／二〇一二／七四）28から36及び43に記述され、またこの決議の附属書に定めるとおり、ＡＭＩＳＯＭに対する兵站支援パッケージを、支援部隊を含む部隊装備品の経費償還を含むよう拡大することを決定する。

７　ＡＭＩＳＯＭ及びソマリア治安部隊によって安全が確保された地域を安定化させることの重要性を強調し、全てのソマリアの利害関係者に対し、国連、アフリカ連合及び国際社会の支援を得て、和解、法と秩序及び基本サービスの提供を促進し、政府間開発機構（ＩＧＡＤ）及びソマリア暫定連邦政府が策定した安定化計画の実施支援を通じたものも含め、地区、地域、州及び連邦レベルでの統治を強化するよう要請する。

８　事務総長に対し、ＡＭＩＳＯＭ戦略コンセプト及びＡＭＩＳＯＭ作戦構想の履行に関するものも含め、ＡＭＩＳＯＭの計画、展開及び管理に関する技術的及び専門的な助言を国連アフリカ連合事務所を通じて、アフリカ連合に対して提供することを継続するよう要請する。

９　安保理は国際連合に対して、国際連合を含む国際社会から集まった人員に対して警備、護衛及び防護の任務を提供するため、必要に応じかつ更なる遅滞なく、ＡＭＩＳＯＭに認められた部隊規模の範囲内で、適切な規模の護衛部隊を形成するためにアフリカ連合と協働するよう要請したことを改めて表明する。

10　ＡＭＩＳＯＭに貢献するという新たな要員提供国の意図を歓迎し、全ての新しい部隊はＡＭＩＳＯＭの指揮統制系統の中に完全に統合されるべきこと、及び決議第千七百七十二号（二千七年）９の規定及びこの決議に定めるＡＭＩＳＯＭの任務に従って活動すべきことを強調する。

11　ソマリア及び地域の平和、安全及び安定のためには、全ての貢献国による連携のとれた行動が重要であることを強調し、アフリカ連合の他の構成国に対し、ソマリアが自らの治安に責任を負うことができる場合には、その条件を作り出すことを支援するため、ＡＭＩＳＯＭに対して部隊を提供することを検討するよう要請する。